

農用地利用集積計画書

利用権設定(経営受委託、移転及び転貸を除く) 関係

1 各筆明細



公告日	平成 年 月 日
前回・関連 契約番号	—

整理番号 —	(農地を借りる方) 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所	住所 丙 集 落 名 下 那須塩原市	電話番号 ( )	フリガナ 氏名 又は 名称	同意印
	(農地を貸す方) 利用権を設定する者の氏名及び住所	住所 甲 集 落 名 下	電話番号 ( )	フリガナ 氏名 又は 名称	同意印
黒・西・塩		乙 代理人 〒325-8501 那須塩原市共墾社108番地2	電話番号 0287 ( 60 ) 1283	フリガナ 氏名 又は 名称 代理人 那須塩原市農地利用集積円滑化団体 公益財団法人 那須塩原市農業公社 理事長 片桐計幸	同意印

利用権を設定する土地(A)						設定する利用権(B)					利用権を設定する土地の(甲)以外の権原者等(D)					
No.	所在		地番	現況 地目	面積 (㎡)	農振 農用地	設定 区分	利用権の種類		内容			住所		権原の 種類	同意印
	大字	字						始期	賃借権・使用貸借権	として利用			氏名又は名称	種類		
1						有・無	1 2 3	始期	令和 年 月 日							
						有・無	1 2 3	終期	令和 年 月 日							
						有・無	1 2 3	期間年(ヶ月)	年 月 日							
2						有・無	1 2 3	借 賃	10a 当たり	田 円 年 円	円					
						有・無	1 2 3			畑 円 額	玄米 袋/30kg					
3						有・無	1 2 3	農地を貸す方の振込先	銀行名	<input type="checkbox"/> 那須野農協 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 信組						
4						有・無	1 2 3		支店名	( ) (普通) <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所						
5						有・無	1 2 3		フリガナ 名 義							
6						有・無	1 2 3	借賃の 支払方法	下記の指定日までに持参又は指定口座に振込む。							
						有・無	1 2 3			<input type="checkbox"/> 10月末日 <input type="checkbox"/> 11月末日 <input type="checkbox"/> 12月末日						
7						有・無	1 2 3		<input type="checkbox"/> 月 日 (上記以外の指定日)							
						有・無	1 2 3	その他の事項	1. 水利費等 : (貸手・借手)が負担する。 2. 揚水ポンプの電気代 : (貸手・借手)が負担する。 3. 揚水ポンプの修理代 : (貸手・借手)が負担する。 4. その他 : ※裏面参照							
小計	田			筆			㎡									
	畑			筆			㎡									
計				筆			㎡	利用権設定等促進事業により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係(C)		賃貸借 ・ 使用貸借						

## 2. 各利用権共通事項（農地所有者代理事業）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる

### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という）は、利用権の設定を受ける者（以下「丙」という）が災害その他やむを得ない事由のため借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

### (2) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び丙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

### (3) 転貸又は譲渡

丙はあらかじめ乙に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

### (4) 修繕及び改良

ア. 甲は、丙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕する事ができない場合で、甲の同意があったときは、丙が修繕する事ができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ. 丙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### (5) 租税公課の負担

ア. 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ. 丙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく、共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ. 目的物に係る土地改良区の賦課金（水利費等）については、甲と丙が別途協議する。

### (6) 目的物の返還

利用権の存続期間が満了したときは、丙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は、目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

### (7) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び丙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより、設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、丙、及び乙が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

### (8) 利用権取得者の責務

丙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

### (9) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、丙及び乙が協議して定める。